

根羽スギの柱提供事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、根羽スギ住宅のPRと普及促進を図るとともに、間伐材の搬出を促進し、多くの人に森林の持つ公益的機能の必要性を喚起するため、根羽スギ住宅を建設する場合に、予算の範囲内において、根羽スギの柱提供事業（以下「事業」という。）をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(提供対象住宅)

第2条 事業の対象となる住宅は、別表に定める根羽スギの柱提供事業選定基準に該当する住宅とする。

(提供対象者)

第3条 事業の対象となる者は、長野県、愛知県、岐阜県内及び根羽村内に自ら居住するための住宅を新築する者であること。

(事業内容等)

第4 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 根羽スギ柱材の提供は1件当たり50本とする。
- (2) 事業対象件数は一年度30件とする。
- (3) 同一者への提供は1回限りとする。

(事業申込み)

第5 事業を希望する者は、住宅の着工前に根羽スギの柱提供事業利用申込書（様式第1号）により、事業の利用を申込むものとする。

2 利用申し込みは、該当年度の4月1日から9月30日までとする。（当日の消印有効）ただし、申込み件数が第4条第2号の件数に達していない場合は、その件数に達するまで申込みを可能とする

(利用予定者の選定)

第6 村長は、前条第1項の申込み内容を審査の上、事業利用予定者（以下「利用予定者」という。）を選定し、本人に通知するものとする。

(事業の実施)

第7 利用予定者は、根羽村内業者との間で、規定量の材料供給に関する契約が完了した後、根羽スギの柱提供事業交付申請書（様式第2号）により、村長に交付を申請するものとする。

- 2 前項の申請を受けた村長は、速やかに交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。
- 3 提供の柱の運賃は、申請者の負担とする。

(事業の利用辞退)

第8 利用予定者が事業の利用を辞退する場合は、根羽スギの柱提供事業利用辞退届（様式第3号）により、直ちに村長に届け出るものとする。

(住宅の現場審査)

第9 利用予定者は、完了時に現場審査を受けるものとする。

- 2 前項の現場審査を受けようとする利用予定者は、根羽スギの柱提供事業現場審査実施依頼書（様式第4号）により、村長に住宅の現場審査を依頼するものとする。
- 3 前項の依頼を受けた村長は、速やかに現場審査を行い、その結果を利用予定者に通知するものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

(別表) (第2関係)

根羽スギの柱提供事業選定基準

- | |
|---|
| <p>第1 対象となる住宅は、次の各号をすべて満たす住宅であること</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 構造が木造住宅（在来工法）であること(2) 根羽スギ及び根羽ヒノキの使用量が、構造材部分、造作材部分それぞれ50以上であること(3) 地域の風土や景観に配慮した外観を有すること <p>第2 決定通知を受けた日から2年以内に完成できる住宅であること</p> |
|---|